

第 8 回 在宅医療及び医療・ 介護連携に関する W G	資料
平成 3 1 年 3 月 1 8 日	1

在宅医療の充実に関する都道府県の取組状況等について

在宅医療の充実に向けた取組の進め方について（H31.1.29通知）

- 昨年4月から始まった第7次医療計画における在宅医療の提供体制に係る計画や、在宅医療の充実に向けて都道府県に取り組んでいただくべきことについて議論を行い、昨年12月に「在宅医療の充実に向けた議論の整理」をとりまとめた。
- その内容を踏まえ、本年1月に厚生労働省として、「在宅医療の充実に向けた取組の進め方について」を都道府県の在宅医療部局と介護担当部局に通知したところ。
- 今回、通知内容に沿って各都道府県の平成31年2月1日時点の取組状況について調査を行った。

取組内容の調査内容（H31.2.1時点）

（2）都道府県全体の体制整備

- ①医療政策部局と介護保険担当部局の連携の推進
- ②年間スケジュールの策定
- ③在宅医療の充実に向けた市町村支援

（3）在宅医療の取組状況の見える化（データ分析）

- ①KDBシステムのデータ等の活用
- ②医療機関ごとの調査（病院、診療所、訪問看護ステーション）

（4）在宅医療への円滑な移行（入退院支援ルール of 策定支援等）

（5）在宅医療に関する人材の確保・育成

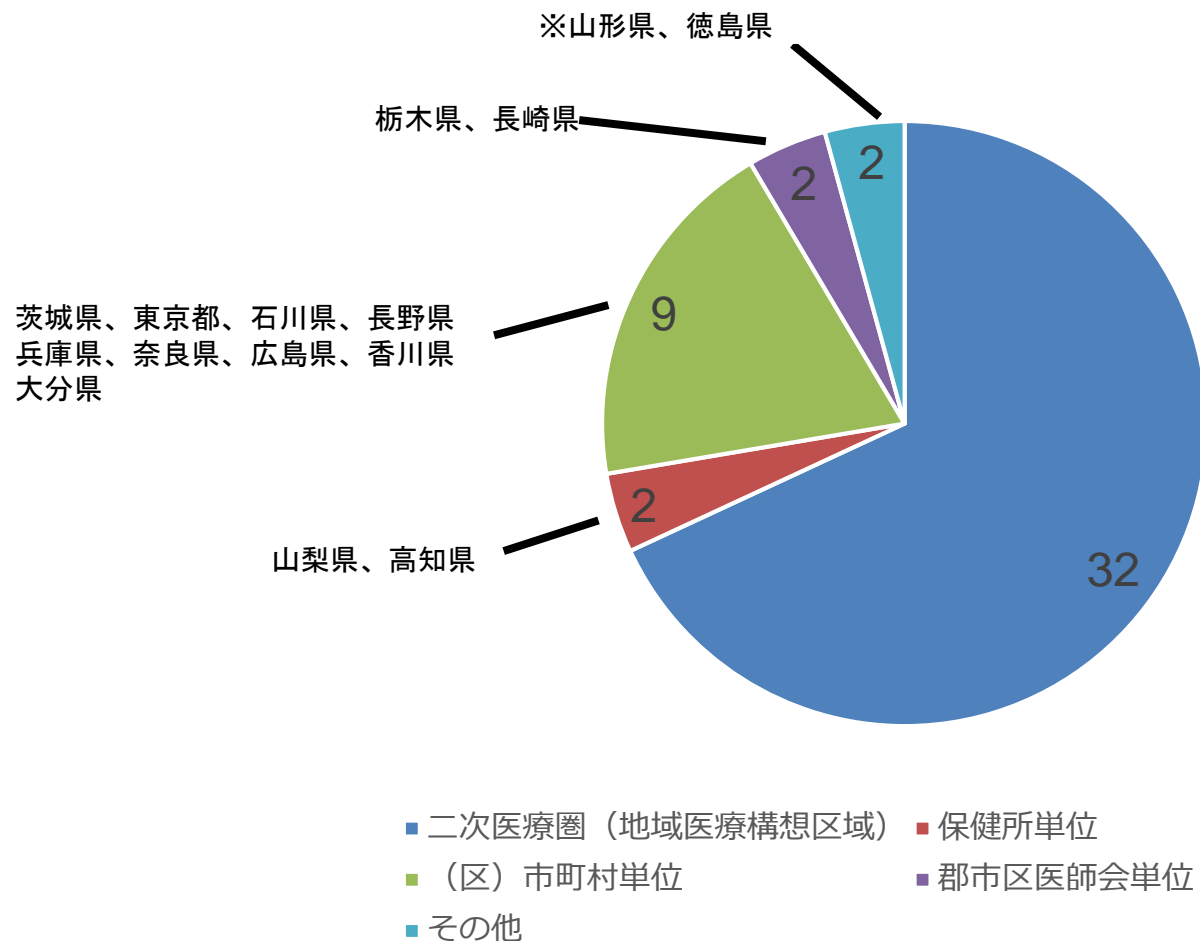
- ①医療従事者への普及・啓発事業やスキルアップ研修の支援
- ②多職種連携に関する会議や研修の支援

（6）住民への普及・啓発

- ①人生の最終段階における医療・ケアについての意思決定支援に関する普及・啓発
- ②在宅医療や介護に関する普及・啓発

(参考) 都道府県の在宅医療圏設定状況

○ 約7割の道府県が二次医療圏（地域医療構想区域）と同一に設定している。

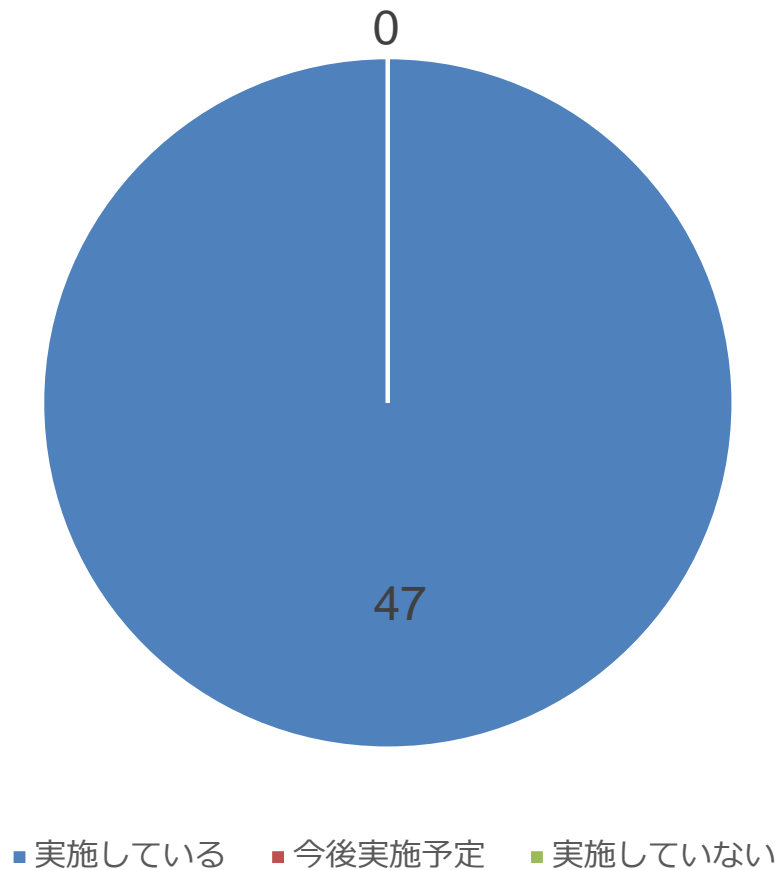


※その他

山形県：郡市区医師会単位や旧保健所単位などから、9圏域を在宅医療圏域として設定
徳島県：地域の特性に応じて1.5次医療圏を設定し、その6圏域を在宅医療圏として設定

(2) 都道府県の体制整備 ①医療政策部局と介護保険担当部局の連携の推進

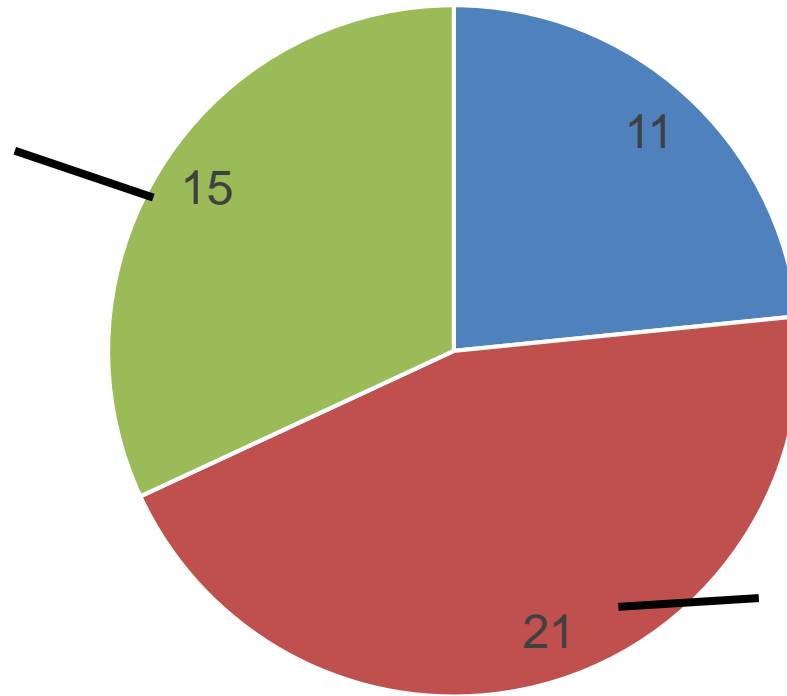
○ 全ての都道府県で実施されている。



(2) 都道府県の体制整備 ②年間スケジュールの策定

○ 11都府県で策定されている。

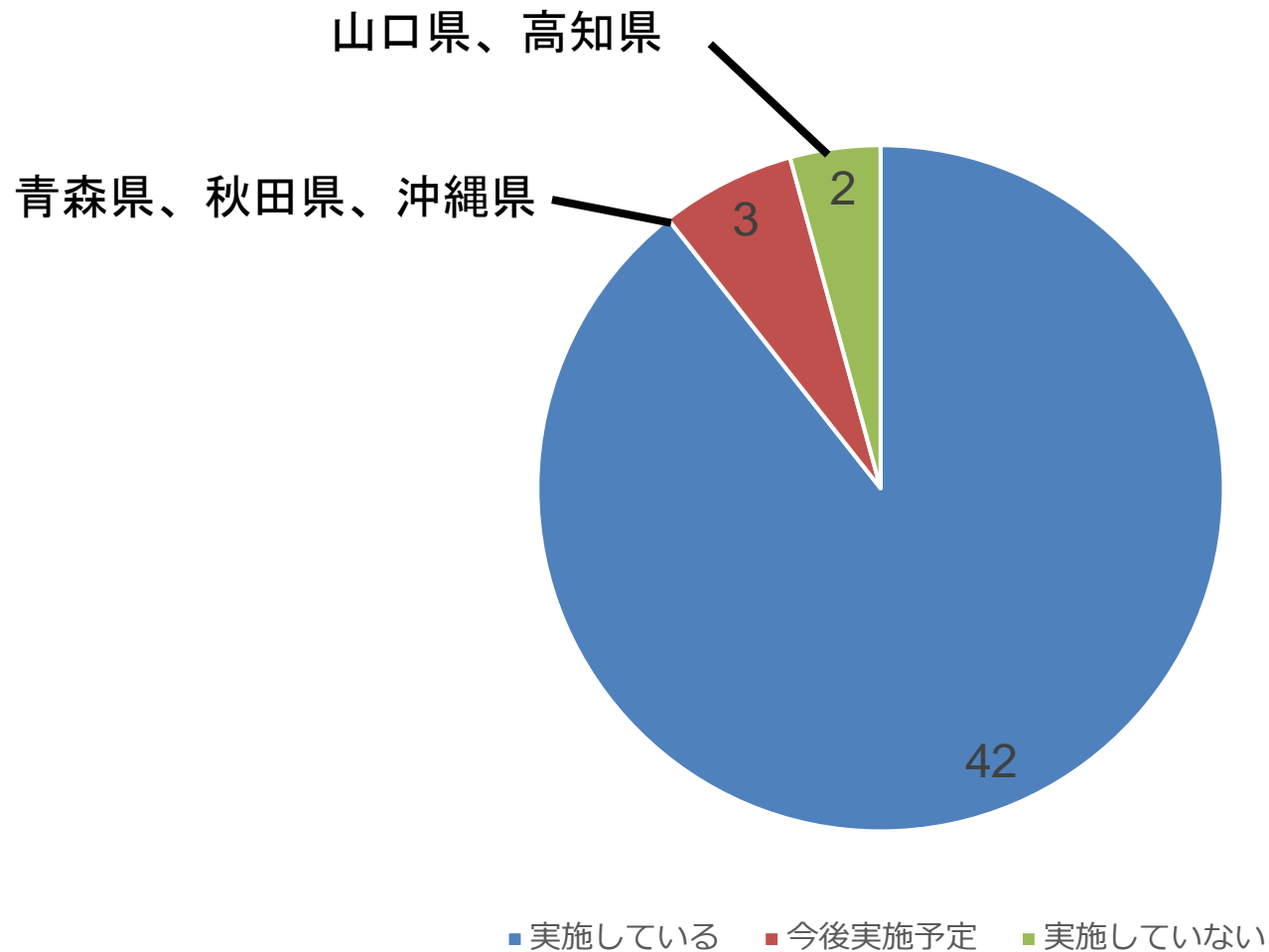
福島県、茨城県、群馬県、千葉県
石川県、山梨県、長野県、愛知県
京都府、鳥取県、岡山県、徳島県
高知県、宮崎県、鹿児島県



北海道、青森県、宮城県、秋田県、山形県
栃木県、埼玉県、新潟県、福井県、岐阜県
静岡県、兵庫県、和歌山県、島根県、広島県
香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、熊本県
沖縄県

■ 策定している ■ 今後策定予定 ■ 策定していない

○ 42都道府県で実施されている。

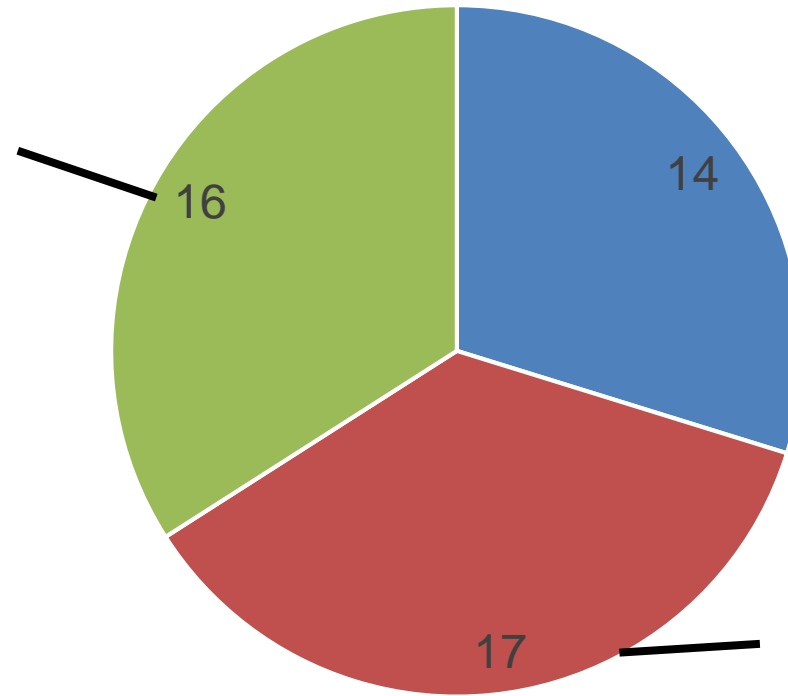


(3) 在宅医療の取組状況の見える化（データ分析）

①KDBシステムのデータ等の活用

○ 14道府県で実施されている。

青森県、宮城県、秋田県、山形県
福島県、栃木県、群馬県、新潟県
富山県、山梨県、岡山県、山口県
徳島県、高知県、宮崎県、沖縄県



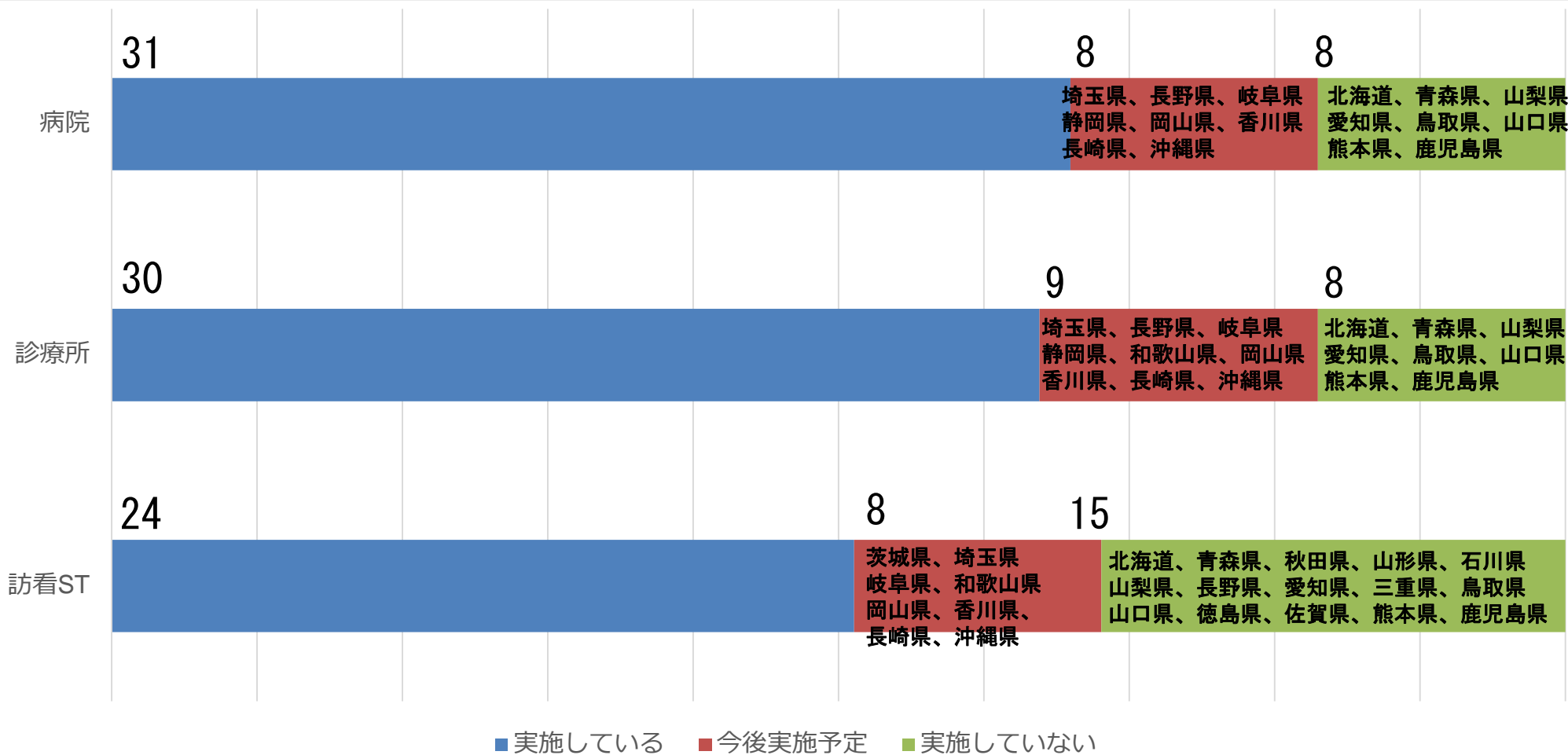
岩手県、埼玉県、東京都、神奈川県、石川県
福井県、長野県、愛知県、兵庫県、和歌山県
鳥取県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県
長崎県、大分県

■ 実施している ■ 今後実施予定 ■ 実施していない

(3) 在宅医療の取組状況の見える化（データ分析）

②医療機関ごとの調査（病院、診療所、訪看ST）

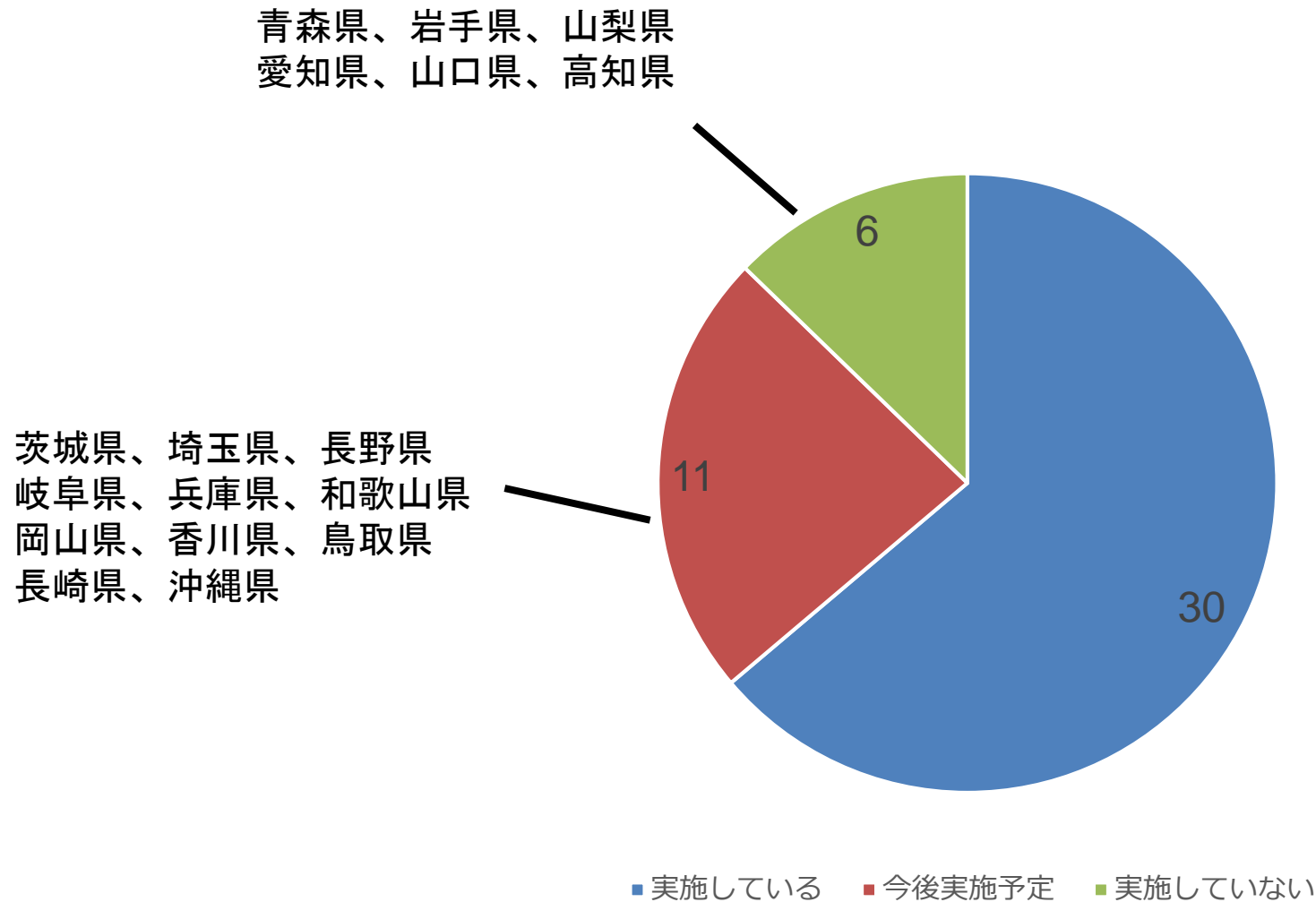
- 病院への調査は31都府県で実施されている。
- 診療所への調査は30都府県で実施されている。
- 訪問看護ステーションへの調査は24都府県で実施されている。



(3) 在宅医療の取組状況の見える化（データ分析）

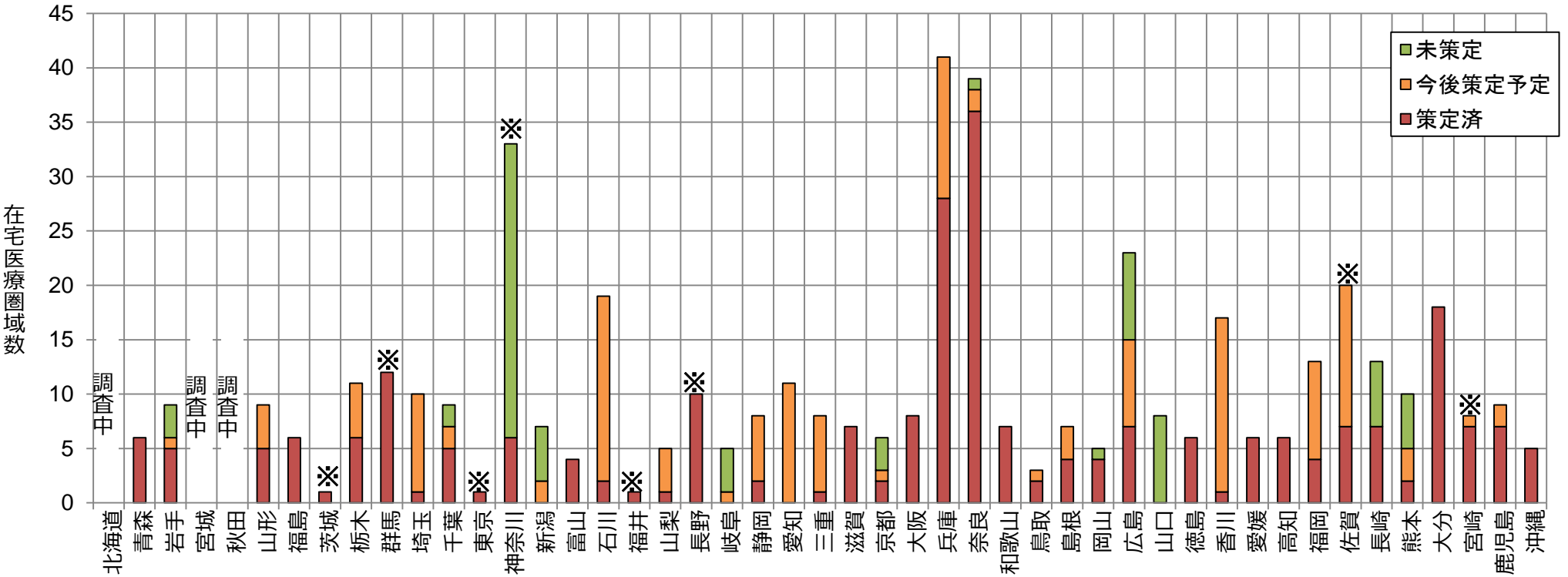
②医療機関ごとの調査（調査結果の共有）

○ 30都道府県で実施されている。



(4) 在宅医療への円滑な移行（入退院支援ルールの方策支援）

○ 在宅医療圏域全てで策定・支援しているのは、16都道府県となっている。

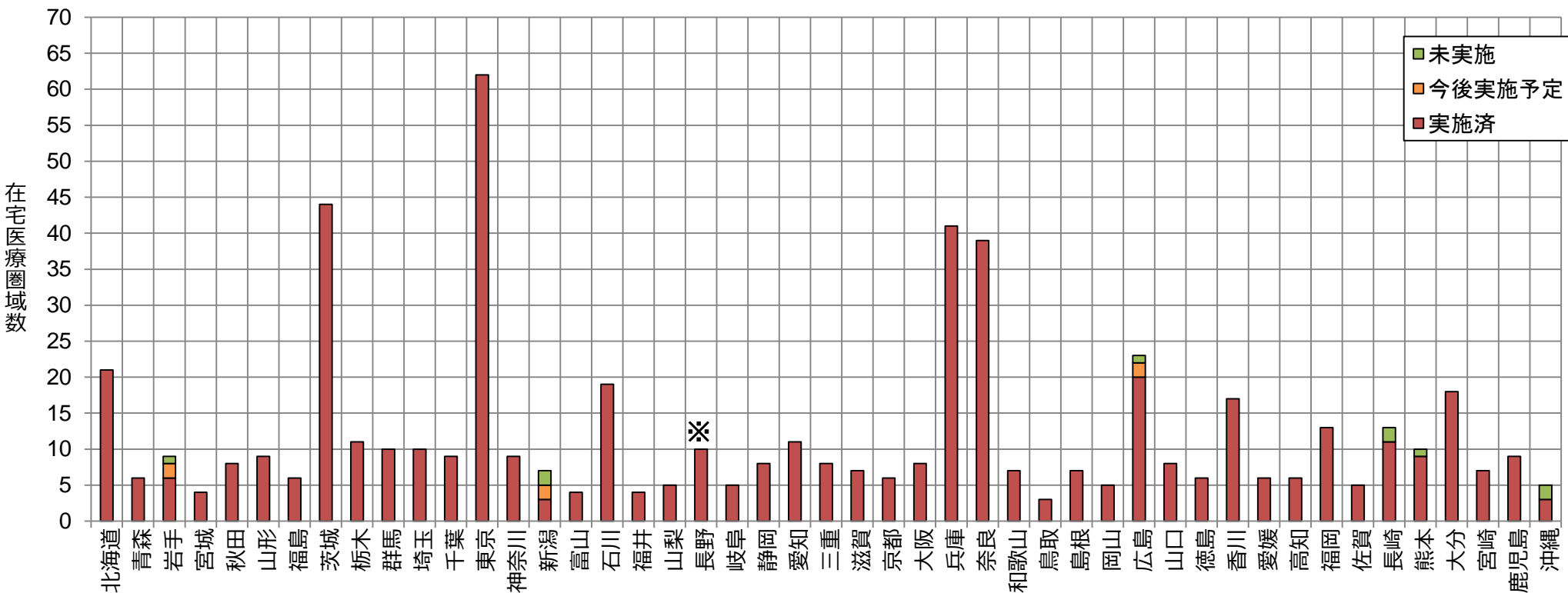


※在宅医療圏とは異なる圏域で設定
 ・茨城県：在宅医療圏（二次医療圏）ではなく、全県統一ルールを策定
 ・群馬県：在宅医療圏（二次医療圏）ではなく、保健所単位で設定
 ・東京都：在宅医療圏（市町村単位）ではなく、全県統一ルールを策定
 ・神奈川県：在宅医療圏（二次医療圏）ではなく、市町村単位で設定
 ・福井県：在宅医療圏（二次医療圏）ではなく、全県統一ルールを策定
 ・長野県：在宅医療圏（市町村単位）ではなく、二次医療圏単位で設定
 ・佐賀県：在宅医療圏（二次医療圏）ではなく、市町村単位で設定
 ・宮崎県：在宅医療圏（二次医療圏）ではなく、保健所単位で設定

(5) 在宅医療に関する人材の確保・育成

① 医療従事者への普及・啓発事業やスキルアップ研修の支援

○ 在宅医療圏域全てで実施しているのは、38都道府県となっている。



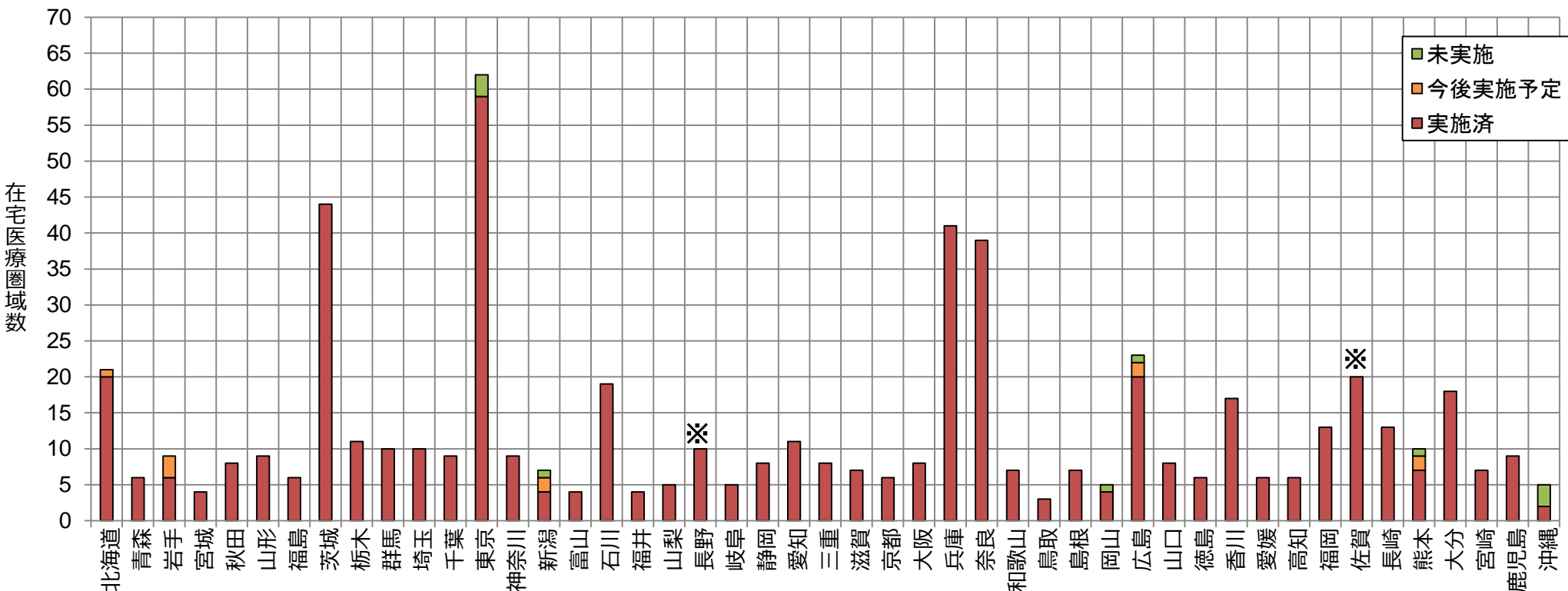
※在宅医療圏とは異なる圏域で設定

・長野県：在宅医療圏（市町村単位）ではなく、二次医療圏単位で設定

(5) 在宅医療に関する人材の確保・育成

②多職種連携に関する会議や研修の支援

○ 在宅医療圏域全てで実施しているのは、38都道府県となっている。



※在宅医療圏とは異なる圏域で設定

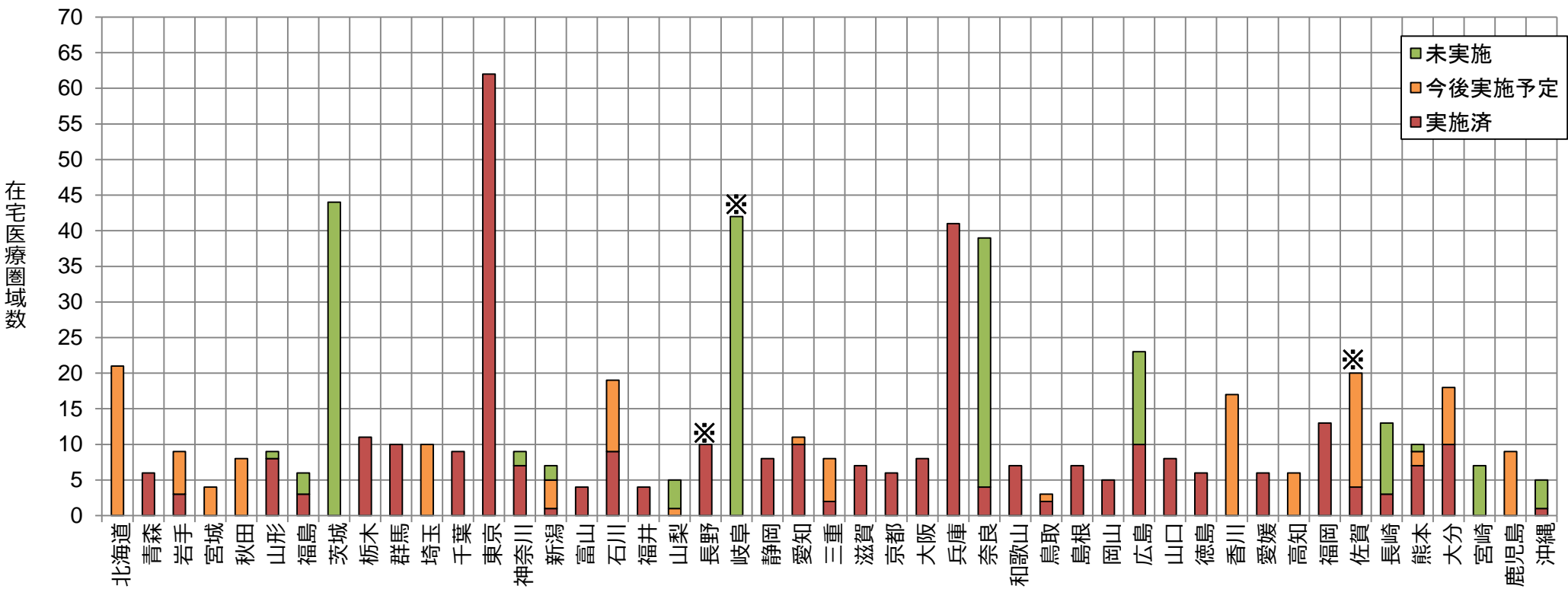
・長野県：在宅医療圏（市町村単位）ではなく、二次医療圏単位で設定

・佐賀県：在宅医療圏（二次医療圏）ではなく、市町村単位で設定

(6) 住民への普及・啓発

① 人生の最終段階における医療・ケアについての意思決定支援に関する普及・啓発

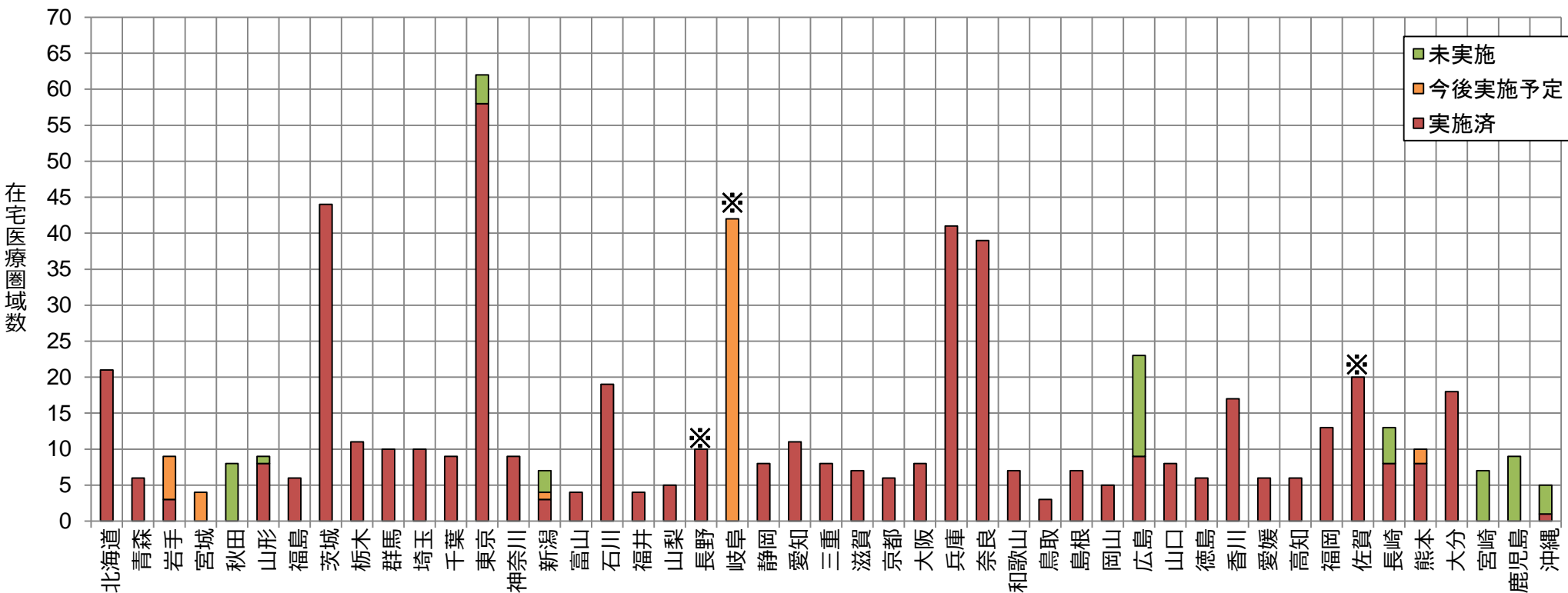
○ 在宅医療圏域全てで実施しているのは、20都道府県となっている。



※在宅医療圏とは異なる圏域で設定
 ・長野県：在宅医療圏（市町村単位）ではなく、二次医療圏単位で設定
 ・岐阜県：在宅医療圏（二次医療圏）ではなく、市町村単位で設定
 ・佐賀県：在宅医療圏（二次医療圏）ではなく、市町村単位で設定

(6) 住民への普及・啓発 ②在宅医療や介護に関する普及・啓発

○ 在宅医療圏域全てで実施しているのは、33都道府県となっている。

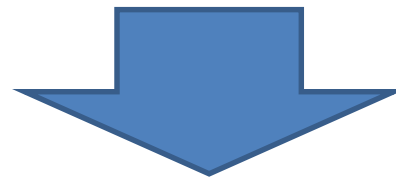


※在宅医療圏とは異なる圏域で設定
 ・長野県：在宅医療圏（市町村単位）ではなく、二次医療圏単位で設定
 ・岐阜県：在宅医療圏（二次医療圏）ではなく、市町村単位で設定
 ・佐賀県：在宅医療圏（二次医療圏）ではなく、市町村単位で設定

在宅医療の充実に関する都道府県の取組状況について 今後の進め方（案）

現状

- 通知に基づき、都道府県の取組の足元の状況について調査を行った。
- 取組状況については、調査項目ごとによって都道府県間で差が見られる状況であった。



今後の進め方（案）

- 取組が少ない調査項目や、課題と考えられる項目については、先進的に取り組んでいる自治体の事例等を紹介し、好事例の横展開を行いながら、取組状況の均てん化を図っていったらどうか。
- 今後、各取組状況について、年2回程度確認していき、市町村支援の具体的な方策等について、引き続き議論を行ってはどうか。